

南相馬市と株式会社東邦銀行との包括連携協定

南相馬市（以下「甲」という。）と株式会社東邦銀行（以下「乙」という。）は、一層の地域の活性化及び住民サービスの向上に向けて、相互の連携を強化することについて、次のとおり南相馬市と株式会社東邦銀行との包括連携協定（以下、「協定」という。）を締結する。

【目的】

この協定は、甲及び乙が相互かつ緊密に連携することにより、「地方創生」に対する取組みに多方面で連携協力し、地域の特性やニーズに合ったきめ細かい施策を実践することにより、震災からの復興および地域の活性化を図ることを目的とする。

【連携事業】

甲及び乙は、地方創生の総合戦略および前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

- (1) 東日本大震災及び原発事故からの復興、災害対策に関すること。
- (2) 地域経済の活性化に関すること。
- (3) 移住・定住の促進および結婚・子育て支援に関すること。
- (4) 地域の未来を担う人材の育成に関すること。
- (5) スポーツや文化活動による地域の賑わいの創出に関すること。
- (6) 安全・安心な暮らしやすいまちづくりに関すること。
- (7) その他地域社会の活性化・住民サービスの向上に関すること。

2 前項各号に掲げる事項の具体的な取り組み内容については、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲及び乙は、第1項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。

4 乙は、第1項各号に掲げる事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社の実施させることができる。

【協定内容の変更】

甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

【期間】

協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。